

令和4年度決算に基づく

仙台市健全化判断比率・  
資金不足比率審査意見書

仙台市監査委員



R5 監 監 第 277 号  
令和 5 年 8 月 24 日

仙台市長 郡 和 子 様

仙台市監査委員	船 山 明 夫
同	岩 淵 健 彦
同	鎌 田 城 行
同	峯 岸 進 一

健全化判断比率・資金不足比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により審査に付された令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率及びそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおり意見を提出します。



# 目 次

## 令和4年度決算に基づく仙台市 健全化判断比率・資金不足比率審査意見

### 健全化判断比率審査

第1	審査の種類	1
第2	審査の対象	1
第3	審査の日程	1
第4	審査の着眼点及び主な実施内容等	1
第5	審査の結果	1
第6	健全化判断比率の状況	2
	(1) 実質赤字比率	2
	(2) 連結実質赤字比率	3
	(3) 実質公債費比率	4
	(4) 将来負担比率	5

### 資金不足比率審査

第1	審査の種類	7
第2	審査の対象	7
第3	審査の日程	7
第4	審査の着眼点及び主な実施内容等	7
第5	審査の結果	7
第6	資金不足比率の状況	8
	(1) 下水道事業会計	8
	(2) 自動車運送事業会計	8
	(3) 高速鉄道事業会計	9
	(4) 水道事業会計	9
	(5) ガス事業会計	10
	(6) 病院事業会計	10
	(7) 中央卸売市場事業特別会計	11
	(参考)算定式及び用語の説明	12



# 令和4年度決算に基づく仙台市健全化判断比率審査意見

## 第1 審査の種類

健全化判断比率審査

## 第2 審査の対象

令和4年度決算に基づく健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

上記比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第3 審査の日程

令和5年7月31日から同年8月23日まで

## 第4 審査の着眼点及び主な実施内容等

今回の審査は、仙台市監査基準に従い、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率に関し、計算が正確であるか、その算定の基礎となる書類が適正に作成されているかとの観点から、算定の経過及び算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係資料との照合、財政局長等からの説明聴取等の方法により実施した。

## 第5 審査の結果

審査に付された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率は、いずれも正確に算定されていると認める。

下の表に記載のとおり、各比率とも早期健全化基準を下回っている。

健全化判断比率	令和3年度	令和4年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	11.25 %
連結実質赤字比率	—	—	16.25 %
実質公債費比率	6.9 %	6.5 %	25 %
将来負担比率	60.2 %	57.5 %	400 %

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額がない場合は「—」で表示した。

## 第6 健全化判断比率の状況

各種健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

### (1) 実質赤字比率

$$\begin{array}{l}
 \text{(実質赤字比率)} \quad [ \text{---} ] = \frac{\text{(一般会計等実質赤字額)} \quad [ \text{---} ]}{\text{(標準財政規模)} \quad 287,874,499 \text{ 千円}}
 \end{array}$$

標準財政規模：地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税交付額と臨時財政対策債発行可能額を加算した額をいう。

一般会計等実質収支額は3,596,641千円の黒字となっており、実質赤字額は発生していない。

なお、一般会計等実質収支額の対前年度比較は第1表のとおりであり、前年度6,894,613千円に比べ3,297,972千円減少している。これは、一般会計の実質収支額が減少したこと等による。

第1表(一般会計等実質収支額の対前年度比較)

(単位：千円)

項 目	令和3年度	令和4年度	増 減
歳入総額 ①	761,938,825	713,760,828	△ 48,177,997
歳出総額 ②	751,463,324	706,074,210	△ 45,389,114
歳入歳出差引額 ③=①-②	10,475,501	7,686,618	△ 2,788,883
翌年度に繰り越すべき財源 ④	3,580,888	4,089,977	509,089
一般会計等実質収支額 ③-④	6,894,613	3,596,641	△ 3,297,972



(2) 連結実質赤字比率

$$\begin{aligned}
 & \text{(連結実質赤字比率)} \quad [ \text{ — } ] = \frac{\text{(連結実質赤字額)} \quad [ \text{ — } ]}{\text{(標準財政規模)} \quad 287,874,499 \text{ 千円}}
 \end{aligned}$$

連結実質収支額は 46,191,741 千円の黒字となっており、連結実質赤字額は発生していない。

なお、連結実質収支額の内訳及び対前年度比較は第2表のとおりであり、連結実質収支額は前年度 50,018,715 千円に比べ 3,826,974 千円減少している。これは、ガス事業会計の資金剰余額が増加したものの、下水道事業会計及び水道事業会計の資金剰余額、一般会計の実質収支額が減少したこと等による。

第2表(連結実質収支額の内訳及び対前年度比較)

(単位：千円)

項 目		実質収支額又は 資金不足額・剰余額		増 減	
		令和3年度	令和4年度		
一般会計等		6,894,613	3,596,641	△ 3,297,972	
一般会計		6,793,834	3,556,247	△ 3,237,587	
一般会計等に属する 特別会計	都市改造事業特別会計	0	0	0	
	公共用地先行取得事業特別会計	0	0	0	
	公債管理特別会計	0	0	0	
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	0	0	0	
	新墓園事業特別会計	100,779	40,394	△ 60,385	
一般会計等以外の特別会 計のうち公営企業に係る 特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	1,155,198	521,070	△ 634,128	
	駐車場事業特別会計	11,793	0	△ 11,793	
	介護保険事業特別会計	2,685,134	1,831,844	△ 853,290	
	後期高齢者医療事業特別会計	47,865	56,237	8,372	
公 営 企 業 会 計	法適用企業	下水道事業会計	4,834,244	1,368,446	△ 3,465,798
		自動車運送事業会計	△ 300,275	△ 217,114	83,161
		高速鉄道事業会計	0	0	0
		水道事業会計	17,242,577	16,310,909	△ 931,668
		ガス事業会計	10,078,997	14,215,247	4,136,250
		病院事業会計	7,368,569	8,508,461	1,139,892
		法非適用企業	中央卸売市場事業特別会計	0	0
合 計		50,018,715	46,191,741	△ 3,826,974	

※高速鉄道事業会計及び中央卸売市場事業特別会計においては解消可能資金不足額を控除した結果、資金不足は生じなかったため0としている。

※国の予算を貸付原資とする母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計における剰余金は、翌年度の貸付財源とするために事業繰越として取り扱うことから、実質収支額が0となっている。

(3) 実質公債費比率

令和2年度 (実質公債費比率) =	$\frac{(33,402,696 \text{ 千円} + 32,882,426 \text{ 千円})}{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金)} - \frac{(18,314,897 \text{ 千円} + 32,814,191 \text{ 千円})}{(特定財源 + \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$
6.12381%	$\frac{\text{(標準財政規模)}}{280,307,561 \text{ 千円}} - \frac{\text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{32,814,191 \text{ 千円}}$
令和3年度 (実質公債費比率) =	$\frac{(37,060,149 \text{ 千円} + 32,461,758 \text{ 千円})}{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金)} - \frac{(15,036,111 \text{ 千円} + 32,581,761 \text{ 千円})}{(特定財源 + \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$
8.36038%	$\frac{\text{(標準財政規模)}}{294,579,716 \text{ 千円}} - \frac{\text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{32,581,761 \text{ 千円}}$
令和4年度 (実質公債費比率) =	$\frac{(33,537,952 \text{ 千円} + 31,958,502 \text{ 千円})}{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金)} - \frac{(20,185,497 \text{ 千円} + 32,470,538 \text{ 千円})}{(特定財源 + \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$
5.02749%	$\frac{\text{(標準財政規模)}}{287,874,499 \text{ 千円}} - \frac{\text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{32,470,538 \text{ 千円}}$
令和2年度から令和4年度までの3か年平均 = 6.5%	

実質公債費比率は、令和2年度から令和4年度までの3か年平均で6.5%となっており、早期健全化基準25%を下回っている。

なお、実質公債費比率の推移は第3表のとおりであり、令和元年度から令和3年度までの3か年平均6.9%に比べ0.4ポイント低下している。単年度の比率については、令和4年度が5.02749%となっており、前年度8.36038%に比べ3.33289ポイント低下している。

第3表(実質公債費比率の推移)

年 度	実 質 公 債 費 比 率
令和元年度(単年度)	6.45804%
令和2年度(単年度)	6.12381%
令和3年度(単年度)	8.36038%
令和4年度(単年度)	5.02749%
実質公債費比率(元年度～3年度の3か年平均)	6.9%
実質公債費比率(2年度～4年度の3か年平均)	6.5%
早期健全化基準	25%

(4) 将来負担比率

	1,052,741,219 千円	－	905,785,753 千円											
	(将来負担額)		(充当可能財源等)											
(将来負担比率) 57.5% =	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="text-align: right;">287,874,499 千円</td> <td style="text-align: center;">－</td> <td style="text-align: right;">32,470,538 千円</td> <td style="width: 5%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(標準財政規模)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)</td> <td></td> </tr> </table>					287,874,499 千円	－	32,470,538 千円			(標準財政規模)		(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)	
	287,874,499 千円	－	32,470,538 千円											
	(標準財政規模)		(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)											

将来負担比率は 57.5%となっており、前年度 60.2%に比べ 2.7 ポイント低下し、早期健全化基準 400%を下回っている。

なお、将来負担額の内訳及び対前年度比較は第 4－1 表、充当可能財源等の内訳及び対前年度比較は第 4－2 表のとおりである。

将来負担額は 1,052,741,219 千円であり、前年度 1,066,357,936 千円に比べ 13,616,717 千円減少している。これは、公営企業債等繰入見込額、退職手当負担見込額が減少したこと等による。

一方、充当可能財源等は 905,785,753 千円であり、前年度 908,531,401 千円に比べ 2,745,648 千円減少している。これは、充当可能基金が増加したものの、充当可能特定歳入、地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額が減少したことによる。

第4－1表(将来負担額の内訳及び対前年度比較)

(単位：千円)

項 目	令和3年度		令和4年度		増 減
	金 額	全体に占める割合	金 額	全体に占める割合	
地方債の現在高	882,267,130	82.7%	882,327,278	83.8%	60,148
債務負担行為に基づく支出予定額	12,876,672	1.2%	11,310,195	1.1%	△ 1,566,477
公営企業債等繰入見込額	88,057,843	8.3%	81,259,402	7.7%	△ 6,798,441
組合負担等見込額	0	0.0%	0	0.0%	0
退職手当負担見込額	82,830,116	7.8%	77,509,350	7.4%	△ 5,320,766
設立法人の負債額等負担見込額	326,175	0.0%	334,994	0.0%	8,819
連結実質赤字額	-	-	-	-	-
組合等連結実質赤字額負担見込額	-	-	-	-	-
合 計	1,066,357,936	100.0%	1,052,741,219	100.0%	△ 13,616,717

(注) 地方債の現在高は、災害援護貸付金の償還免除額(令和3年度4,667千円、令和4年度59,970千円)を控除した額である。

第4-2表(充当可能財源等の内訳及び対前年度比較)

(単位：千円)

項 目	令和3年度	令和4年度	増 減
充当可能基金	257,297,255	260,066,003	2,768,748
充当可能特定歳入	140,036,277	137,242,062	△2,794,215
(うち都市計画税)	(107,555,659)	(111,178,514)	(3,622,855)
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	511,197,869	508,477,688	△2,720,181
合 計	908,531,401	905,785,753	△2,745,648

# 令和4年度決算に基づく仙台市資金不足比率審査意見

## 第1 審査の種類

資金不足比率審査

## 第2 審査の対象

令和4年度決算に基づく資金不足比率

- (1) 仙台市下水道事業会計
- (2) 仙台市自動車運送事業会計
- (3) 仙台市高速鉄道事業会計
- (4) 仙台市水道事業会計
- (5) 仙台市ガス事業会計
- (6) 仙台市病院事業会計
- (7) 仙台市中央卸売市場事業特別会計

上記各事業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第3 審査の日程

令和5年7月3日から同年8月23日まで

## 第4 審査の着眼点及び主な実施内容等

今回の審査は、仙台市監査基準に従い、各事業の資金不足比率に関し、計算が正確であるか、その算定の基礎となる書類が適正に作成されているかとの観点から、算定の経過及び算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係資料との照合、各企業管理者等からの説明聴取等の方法により実施した。

## 第5 審査の結果

審査に付された資金不足比率は、いずれも正確に算定されていると認める。

自動車運送事業においては、資金不足が生じているが、経営健全化基準を下回っている。

### 資金不足比率

事業名	令和3年度	令和4年度	経営健全化基準
下水道事業	—	—	20%
自動車運送事業	5.6%	3.7%	
高速鉄道事業	—	—	
水道事業	—	—	
ガス事業	—	—	
病院事業	—	—	
中央卸売市場事業	—	—	

(注) 資金不足比率は、資金不足額がない場合は「—」で表示した。

## 第6 資金不足比率の状況

### (1) 下水道事業会計（地方公営企業法適用）

（単位：千円）

区 分	令和3年度	令和4年度	増減
資金不足額	-	-	-
( $A = a + b - c$ )	△ 4,834,244	△ 1,368,446	3,465,798
流動負債（a）	7,213,344	5,203,280	△ 2,010,064
算入地方債現在高（b）	-	-	-
流動資産（c）	12,047,588	6,571,726	△ 5,475,862
事業規模（B）	22,059,743	22,195,587	135,844
資金不足比率（ $A/B \times 100$ ）	-	-	-

・当年度は、 $A < 0$  であり、資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されない。

### (2) 自動車運送事業会計（地方公営企業法適用）

（単位：千円）

区 分	令和3年度	令和4年度	増減
資金不足額	300,275	217,114	△ 83,161
( $A = a + b - c - d$ )	300,275	217,114	△ 83,161
流動負債（a）	2,028,680	1,873,507	△ 155,173
算入地方債現在高（b）	1,501,611	1,397,613	△ 103,998
流動資産（c）	1,580,016	1,452,395	△ 127,621
解消可能資金不足額（d）	1,650,000	1,601,611	△ 48,389
事業規模（B）	5,325,360	5,819,402	494,042
資金不足比率（ $A/B \times 100$ ）	5.6%	3.7%	△ 1.9

- ・当年度は、 $a + b - c = 1,818,725$  千円  $> 0$  となることから、算式に解消可能資金不足額（d）を算入している。
- ・解消可能資金不足額（d）は、累積償還・償却差額算定方式により算出した額（0千円）と特別減収対策企業債の現在高（1,601,611千円）との合算額である。
- ・解消可能資金不足額（d）を控除した結果、資金不足が217,114千円となった。
- ・資金不足額（A）を事業規模（B）で除した資金不足比率は3.7%で、前年度より1.9ポイント改善している。

## (3) 高速鉄道事業会計（地方公営企業法適用）

(単位：千円)

区 分	令和3年度	令和4年度	増減
資金不足額	-	-	-
( $A = a + b - c - d$ )	△ 3,910,477	△ 6,896,936	△ 2,986,459
流動負債 (a)	5,331,156	6,177,202	846,046
算入地方債現在高 (b)	6,986,987	8,966,796	1,979,809
流動資産 (c)	3,985,400	4,525,695	540,295
解消可能資金不足額 (d)	12,243,220	17,515,239	5,272,019
事業規模 (B)	13,985,429	15,475,396	1,489,967
資金不足比率 ( $A/B \times 100$ )	-	-	-

- ・当年度は、 $a + b - c = 10,618,303$  千円  $> 0$  となることから、算式に解消可能資金不足額 (d) を算入している。
- ・解消可能資金不足額 (d) は、減価償却前経常利益による負債償還可能額算定方式により算出した額 (8,028,252 千円) と特別減収対策企業債の現在高 (9,486,987 千円) との合算額である。
- ・解消可能資金不足額 (d) を控除した結果、 $A < 0$  であり、資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されない。

## (4) 水道事業会計（地方公営企業法適用）

(単位：千円)

区 分	令和3年度	令和4年度	増減
資金不足額	-	-	-
( $A = a + b - c$ )	△ 17,242,577	△ 16,310,909	931,668
流動負債 (a)	5,626,734	5,863,287	236,553
算入地方債現在高 (b)	-	-	-
流動資産 (c)	22,869,311	22,174,196	△ 695,115
事業規模 (B)	24,491,922	24,517,184	25,262
資金不足比率 ( $A/B \times 100$ )	-	-	-

- ・当年度は、 $A < 0$  であり、資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されない。

## (5) ガス事業会計 (地方公営企業法適用)

(単位：千円)

区 分	令和3年度	令和4年度	増減
資金不足額	-	-	-
( $A = a + b - c$ )	△ 10,078,997	△ 14,215,247	△ 4,136,250
流動負債 (a)	4,689,233	4,951,312	262,079
算入地方債現在高 (b)	-	-	-
流動資産 (c)	14,768,230	19,166,559	4,398,329
事業規模 (B)	32,689,796	44,322,246	11,632,450
資金不足比率 ( $A / B \times 100$ )	-	-	-

・当年度は、 $A < 0$  であり、資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されない。

## (6) 病院事業会計 (地方公営企業法適用)

(単位：千円)

区 分	令和3年度	令和4年度	増減
資金不足額	-	-	-
( $A = a + b - c$ )	△ 7,368,569	△ 8,508,461	△ 1,139,892
流動負債 (a)	2,044,476	2,696,082	651,606
算入地方債現在高 (b)	-	-	-
流動資産 (c)	9,413,045	11,204,543	1,791,498
事業規模 (B)	15,520,859	16,856,046	1,335,187
資金不足比率 ( $A / B \times 100$ )	-	-	-

当年度は、 $A < 0$  であり、資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されない。



## (7) 中央卸売市場事業特別会計（地方公営企業法非適用）

（単位：千円）

区 分	令和3年度	令和4年度	増減
資金不足額	-	-	-
( $A = a + b - c - d$ )	0	0	0
歳出額 (a)	3,737,099	3,304,219	△ 432,880
算入地方債現在高 (b)	53,000	52,640	△ 360
歳入額 (c)	3,737,099	3,304,219	△ 432,880
解消可能資金不足額 (d)	53,000	52,640	△ 360
事業規模 (B)	1,495,182	1,469,580	△ 25,602
資金不足比率 ( $A / B \times 100$ )	-	-	-

- ・当年度は、 $a + b - c = 52,640$  千円 $>0$  となることから、算式に解消可能資金不足額 (d) を算入している。
- ・解消可能資金不足額 (d) は、算入地方債現在高 (b) のうち、法令の規定により総務大臣の同意を得て起こした地方債の現在高である。
- ・解消可能資金不足額 (d) を控除した結果、 $A = 0$  であり、資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されない。

(参考) 算定式及び用語の説明

(算定式)

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}}$$

(用語)

・資金不足額

(法適用)

(流動負債 a + 算入地方債現在高 b - 流動資産 c) - 解消可能資金不足額 d

※ a + b - c > 0 の場合に d を算入する。

※流動負債 a は、翌年度に償還する建設改良費等の財源に充てるための企業債を除いている。

(法非適用)

(歳出額 a + 算入地方債現在高 b - 歳入額 c) - 解消可能資金不足額 d

※ a + b - c > 0 の場合に d を算入する。

※歳入額 c は、翌年度に繰り越すべき財源を除いている。

・算入地方債現在高 b

(法適用)

建設改良費・準建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債のうち、流動負債として整理されているものの現在高を控除した額

(法非適用)

建設改良費・準建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

・解消可能資金不足額 d

次の①～③のいずれかの方法により算定された額に、④又は⑤の地方債の額を加えたもの

① 累積償還・償却差額算定方式

② 減価償却前経常利益による負債償還可能額算定方式

③ 個別計画策定算定方式（基礎控除額算定方式とすることも可能）

④ 経常利益がある法適用企業（又は経常利益に相当する額がある法非適用企業）が建設改良費又は準建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

⑤ 総務大臣又は都道府県知事の同意又は許可を得て発行した建設改良費又は準建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

・翌年度に繰り越すべき財源

繰越明許費繰越額、事故繰越繰越額等の合算額から、これらに係る未収入特定財源を控除した額

・事業規模

(法適用)

営業収益の額 - 受託工事収益の額

(法非適用)

営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

